

市立中学校生徒の自死事案（平成 28 年 2 月）に係る調査結果の答申について

平成 28 年 2 月に発生した市立中学校 2 年生男子生徒の自死事案については、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の規定に基づき、教育委員会が第三者委員会である「仙台市いじめ問題専門委員会」※（以下「専門委員会」という。）に対し平成 28 年 4 月 7 日に事実関係の調査等に関する諮問を行っていましたが、本日、その調査結果に関する答申が教育長あてに提出されました。

今後、教育委員会において、本答申を受けて、再発防止に係る協議を経て、法に基づく市長への報告を決定し、提出する予定です。

1 答申について

○ 本事案の特徴 ～答申より

- a いじめ防止対策推進法第 2 条（いじめの定義）「一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」によれば、当該生徒は心身の苦痛を感じていることを保護者等に話しており、先の定義によるいじめがあり、そのいじめによる精神的苦痛が自死の理由の 1 つであったと捉えることができる。
- b 当該生徒には、発達上の課題があり、医療機関にも通院するなどし、特別な支援を要していたが、多くの生徒たちはそのことを認識しておらず、接点が少ない生徒においては変わっているとの印象を与え、からかいの対象になりやすかった。
- c 当該生徒は、自死の 1 か月前、周りから無視されていることや、自死の可能性をスマートフォンの SNS 上で述べていたが、対応した生徒らは無視については思い違いではないかと否定し、生徒らからの聴き取り調査においても、当該生徒が、生徒間において意図的かつ集中的な疎外の対象となっていたという発言は得られなかった。
- d 当該生徒は、自死の前年 7 月及び 11 月の学校におけるいじめに関するアンケートにおいて、いじめを受けているかのような記述をしていたが、いずれの場合においてもアンケート直後の担任との面談において「大丈夫」などと回答し、連絡を受けた保護者も静観を要望した。
- e 当該生徒は保護者にはいじめを受けていることを話していたが、保護者はこれまでの学校の対応を信頼し、自分で解決させたいと考え、また当該生徒は保護者が学校に話すことを嫌がって来たため、月 1～2 回、担任に頻りに連絡をとるとともに、見守っていてほしい、何かあったら連絡してほしいとし、関係生徒への具体的な対応は求めなかった。
- f 学校を含む周囲の大人たちは、当該生徒の発達上の課題を踏まえ、学校における人間関係や学習における精神的苦痛を理解し対応するように努めていたが、いじめを相談できずにいる可能性も踏まえた多面的な情報収集の方法を十分に検討せず、それぞれが持っている情報を共有してこなかった。その結果、周囲の大人たちは当該生徒が自死を意識するほどに精神的苦痛を累積させていることを把握することができず、本重大事案の発生に至った。

※ 仙台市いじめ問題専門委員会

「仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第 7 条に基づき設置している委員会で、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査などを行うもの。委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者で、現在 6 名により構成している。